

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年8月6日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400071号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400036号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成6年4月1日から同年11月1日までの期間、平成8年5月1日から同年10月1日までの期間、平成11年4月1日から平成14年5月1日までの期間、同年6月1日から平成15年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間、平成16年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から平成17年1月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月20日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成6年4月から同年10月まで、平成8年5月から同年9月まで、平成11年4月から平成14年4月まで、同年6月から平成15年1月まで、同年3月、同年8月、同年10月から同年11月まで、平成16年1月から同年3月まで、同年5月、同年7月から同年12月まで及び平成17年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、平成6年4月1日から同年11月1日までの期間、平成8年5月1日から同年10月1日までの期間、平成11年4月1日から平成14年5月1日までの期間、同年6月1日から平成15年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間、平成16年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から平成17年1月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月20日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成元年5月23日から平成17年9月20日まで

請求期間の給与額の記録については実際に受給していた給与額よりも低くなっている。給与の明細が記載されている給与袋を提出するので、検証の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成6年4月1日から同年11月1日までの期間、平成8年5月1日から同年10月1日までの期間、平成11年4月1日から平成14年5月1日までの期間、同年6月1日から平成15年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間、平成16年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から平成17年1月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月20日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与袋に記載された明細（以下「給与明細」という。）により、別表の第3欄及び第4欄に掲げるとおり、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細により確認できる社会保険料額から推認される厚生年金保険料控除額又は同明細により確認できる報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることはできないが、給与明細により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成元年6月1日から平成6年4月1日までの期間、同年11月1日から平成8年5月1日までの期間、同年10月1日から平成11年4月1日までの期間、平成15年12月1日から平成16年1月1日までの期間及び平成17年1月1日から同年3月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細により、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、請求期間のうち、平成元年5月23日から同年6月1日までの期間、平成14年5月1日から同年6月1日までの期間、平成15年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月

1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、平成16年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、平成17年3月1日から同年5月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細からは、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができないことから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別 表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額	給与明細の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成6年4月及び同年5月	19万円	28万円	20万円	20万円
平成6年6月から同年10月まで	19万円	30万円	20万円	20万円
平成8年5月	22万円	30万円	24万円	24万円
平成8年6月	22万円	34万円	24万円	24万円
平成8年7月及び同年8月	22万円	30万円	24万円	24万円
平成8年9月	22万円	32万円	24万円	24万円
平成11年4月から同年10月まで	22万円	30万円	24万円	24万円
平成11年11月	22万円	34万円	24万円	24万円
平成11年12月	22万円	30万円	24万円	24万円
平成12年1月から同年3月まで	22万円	28万円	24万円	24万円
平成12年4月から同年8月まで	22万円	30万円	24万円	24万円
平成12年9月及び同年10月	22万円	32万円	24万円	24万円
平成12年11月	22万円	36万円	24万円	24万円
平成12年12月から平成13年8月まで	22万円	30万円	24万円	24万円
平成13年9月及び同年10月	22万円	32万円	24万円	24万円
平成13年11月	22万円	34万円	24万円	24万円
平成13年12月から平成14年4月まで	22万円	30万円	24万円	24万円
平成14年6月	22万円	34万円	24万円	24万円
平成14年7月	22万円	32万円	24万円	24万円
平成14年8月	22万円	30万円	24万円	24万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額	給与明細の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成14年9月	22万円	32万円	24万円	24万円
平成14年10月	22万円	34万円	24万円	24万円
平成14年11月	22万円	36万円	24万円	24万円
平成14年12月	22万円	30万円	24万円	24万円
平成15年1月	22万円	28万円	24万円	24万円
平成15年3月	22万円	26万円	24万円	24万円
平成15年8月	26万円	28万円	30万円	28万円
平成15年10月及び同年11月	26万円	30万円	30万円	30万円
平成16年1月から同年3月まで	26万円	28万円	30万円	28万円
平成16年5月	26万円	28万円	30万円	28万円
平成16年7月及び同年8月	26万円	28万円	30万円	28万円
平成16年9月	26万円	30万円	30万円	30万円
平成16年10月及び同年11月	26万円	30万円	28万円	28万円
平成16年12月	26万円	28万円	28万円	28万円
平成17年5月	26万円	30万円	28万円	28万円
平成17年6月から同年8月まで	26万円	28万円	28万円	28万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400077 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400037 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで  
平成 4 年 11 月 30 日まで A 社に勤務していたが、同年 11 月が被保険者期間となっていないことから、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、平成 4 年 11 月 30 日まで A 社に勤務していた旨の記録となっていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳に記載されている振込額からは、請求期間に係る厚生年金保険料が、請求者の給与から控除されていたことを確認又は推認することができない。

また、事業主に請求期間当時の事務の取扱いについて照会したものの、請求期間当時の資料もなく社会保険や給与の取扱いについて不明の旨回答しており、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認することができない。

さらに、請求者が請求期間前後に居住していたとする B 市及び C 市 (請求期間当時は、D 市) から請求者の請求期間に係る社会保険料の控除額等を確認又は推認できる課税資料を得ることができない。

なお、オンライン記録により、平成 3 年から平成 5 年までに A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の記録を確認したところ、請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日について、月の末日になっている者が 66 名、月の途中で資格を喪失した者が 34 名確認できるが、月末まで勤務した場合の資格喪失日となる翌月 1 日付で被保険者資格を喪失している者は確認できず、上述の 66 名の同僚のうち請求者の資格喪失日の前後 4 か月以内に資格を喪失した 22 名に照会をしたが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる資料及び陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。